料金表

	項　　目		介護サービス費用		1日あたり 自己負担分 (1割負担)	1日あたり 自己負担分 (2割負担)	1日あたり 自己負担分 (3割負担)
介護保険給付内利用料	基本サービス費 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）		要介護1	¥6,290	¥629	¥1,258	¥1,887
			要介護2	¥7,038	¥704	¥1,408	¥2,112
			要介護3	¥7,817	¥782	¥1,564	¥2,346
			要介護4	¥8,565	¥857	¥1,713	¥2,570
			要介護5	¥9,302	¥931	¥1,861	¥2,791
	加算項目						
	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	*1	1日あたり	¥384	¥39	¥77	¥116
	サービス提供体制加算（Ⅰ）	*2	1日当たり	¥234	¥24	¥47	¥71
	サービス提供体制加算（Ⅱ）		1日当たり	¥192	¥20	¥39	¥58
	サービス提供体制加算（Ⅲ）		1日当たり	¥64	¥7	¥13	¥20
	看護体制加算（Ⅰ）ロ	*3	1日あたり	¥42	¥5	¥9	¥13
	看護体制加算（Ⅱ）ロ		1日あたり	¥85	¥9	¥17	¥26
	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	*4	1日あたり	¥138	¥14	¥28	¥42
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ		1日あたり	¥170	¥17	¥34	¥51
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	*5	1日あたり	¥128	¥13	¥26	¥39
	個別機能訓練加算（Ⅱ）		1月あたり	¥213	¥22	¥43	¥64
	個別機能訓練加算（Ⅲ）		1月あたり	¥213	¥22	¥43	¥64
	精神科医師定期的療養指導加算	*6	1日あたり	¥53	¥6	¥11	¥16
	外泊時費用加算	*7	1日あたり	¥2,627	¥263	¥526	¥789
	初期加算	*8	1日あたり	¥320	¥32	¥64	¥96
	栄養マネジメント強化加算	*9	1日あたり	¥117	¥12	¥24	¥36
	経口移行加算	*10	1日あたり	¥299	¥30	¥60	¥90
	経口維持加算（Ⅰ）	*11	1月あたり	¥4,272	¥428	¥855	¥1,282
	経口維持加算（Ⅱ）		1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	*12	1月あたり	¥961	¥97	¥193	¥289
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）		1月あたり	¥1,174	¥118	¥235	¥574
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	*13	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		1月あたり	¥2,136	¥214	¥428	¥641
	ADL維持等管理加算（Ⅰ）	*14	1月あたり	¥320	¥32	¥64	¥96
	ADL維持等管理加算（Ⅱ）		1月あたり	¥640	¥64	¥128	¥192
	排泄支援加算（Ⅰ）	*15	1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
	排泄支援加算（Ⅱ）		1月あたり	¥160	¥16	¥32	¥48
	排泄支援加算（Ⅲ）		1月あたり	¥213	¥22	¥43	¥64
	排泄支援加算（Ⅳ）		1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	*16	1月あたり	¥32	¥4	¥7	¥10

	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		1月あたり	¥138	¥14	¥50	¥42
	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）		1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
	退所前訪問相談援助加算	*17	1回あたり	¥4,912	¥492	¥983	¥1,474
	退所後訪問相談援助加算		1回あたり	¥4,912	¥492	¥983	¥1,474
	退所時相談援助加算		1回あたり	¥4,272	¥428	¥855	¥1,282
	退所前連携加算		1回あたり	¥5,340	¥534	¥1,068	¥1,602
	退所時情報提供加算	*18	1回あたり	¥2,670	¥267	¥534	¥801
	退所時栄養情報連携加算	*19	1回あたり	747円	¥75	¥150	¥225
	自立支援促進加算	*20	1月あたり	¥2,990	¥299	¥598	¥897
	看取り介護加算　31日～45日前	*21	1日あたり	¥768	¥77	¥154	¥231
	看取り介護加算 30日～4日前		1日あたり	¥1,537	¥154	¥308	¥462
	看取り介護加算 前日・前々日		1日あたり	¥7,262	¥727	¥1,453	¥2,179
	看取り介護加算 死亡当日		1日あたり	¥13,670	¥1,367	¥2,734	¥4,101
	若年性認知症入所者受入加算	*22	1日あたり	¥1,281	¥129	¥257	¥385
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	*23	1日あたり	¥2,136	¥214	¥428	¥641
	外泊時在宅サービス利用費用	*24	1回あたり	¥5,980	¥598	¥1,196	¥1,794
	再入所時栄養連携加算	*25	1回あたり	¥2,136	¥214	¥428	¥641
	療養食加算	*26	1回あたり	¥64	¥7	¥13	¥20
	在宅復帰支援機能加算	*27	1日あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
	在宅・入所相互利用加算	*28	1日あたり	¥427	¥43	¥86	¥129
	配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	*29	1回あたり	¥6,942	¥695	¥1,389	¥2,083
	配置医師緊急時対応加算（深夜）		1回あたり	¥13,884	¥1,389	¥2,777	¥4,166
	配置医師緊急時対応加算（時間外）		1回あたり	¥3,471	¥348	¥695	¥1,042
	協力医療機関連携加算（１）	*30	1月あたり	¥534	¥54	¥107	¥161
	協力医療機関連携加算（２）		1月あたり	¥53	¥6	¥11	¥16
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	*31	1日あたり	¥32	¥4	¥7	¥10
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）		1日あたり	¥42	¥5	¥33	¥13
	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	*32	1月あたり	¥1,602	¥161	¥321	¥481
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）		1月あたり	¥1,281	¥129	¥257	¥385
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	*33	1月あたり	¥427	¥43	¥86	¥129
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		1月あたり	¥534	¥54	¥107	¥161
	安全対策体制加算	*34	1回あたり	¥213	¥22	¥43	¥64
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	*35	1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		1月あたり	¥53	¥6	¥11	¥16
	新興感染症等施設療養費	*36	1日あたり	¥2,563	¥257	¥513	¥769
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	*37	1月あたり	¥1,068	¥107	¥214	¥321
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		1月あたり	¥106	¥11	¥22	¥32
	特別通院送迎加算	*38	1月あたり	¥6,343	¥635	¥1,269	¥1,903

	介護職員処遇改善加算			（Ⅰ）～（Ⅳ）の内、事業所の体制等に応じた加算が算定される。
		（Ⅰ）イ		総単位数の 16.3%
		（Ⅰ）ロ		総単位数の 17.6%
		（Ⅱ）イ	*39	総単位数の 15.9%
		（Ⅱ）ロ		総単位数の 17.2%
		（Ⅲ）		総単位数の 13.6%
		（Ⅳ）		総単位数の 11.3%

介護保険給付外利用料	食費	*40	1 日あたり	基準額	¥2,010
	居住費	*41	1 日あたり	住民税課税世帯	¥1,435

＊計算の都合上、料金表の単価の積み上げと請求金額が異なる場合があります

	項　　目			自己負担分	
その他の料金	電気代	*42	1 日あたり　使用時	テレビ	¥10
				冷蔵庫	¥20
	預かり金管理費	*43	1 日あたり	¥70	
	理美容代		カット・パーマ・カラー	実費	
	インフルエンザ等予防接種		1 回あたり		
	活動費(材料費)		1 回あたり		
	行事食		1 回あたり		

加算の概略

＊1　介護福祉士の数が、常勤換算方法で 14 名以上であり、次の(1)(2)(3)いずれかの場合

(1)算定月の前 6 か月または 12 か月間の新規入所者の要介護状態区分の 4 又は 5 の占める割合が、70%以上

(2)算定月の前 6 か月または 12 か月間の新規入所者が、厚生労働省の定める認知症高齢者の日常生活自立度の基準でⅢ以上の者の占める割合が、65%以上

(3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則における、喀痰吸引や経管栄養が必要で、介護福祉士がその資格に基づいて処置している利用者の割合が、15%以上

＊2　次のいずれかに適合する場合。＊1 を算定している場合は算定できない。

（Ⅰ）の場合、介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上であること。

もしくは、勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上。

（Ⅱ）の場合、介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上。

（Ⅲ）の場合、介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上、もしくは、常勤職員が 75%以上、もしくは、勤続 7 年以上の者が 30%以上。

＊3（Ⅰ）ロ常勤の看護師を 1 名以上配置している。

（Ⅱ）看護職員を基準より 1 名加えた人数を配置しているなど。

＊4　夜間時間帯(17:00～9:00)の職員配置が配置基準を 1 以上上回っている。（Ⅰ）ロか（Ⅲ）ロのいずれかを算定する。喀痰吸引等の評価がある場合（Ⅲ）ロとなる。

＊5（Ⅰ）個別機能訓練計画に同意し、計画に基づき訓練を実施。

（Ⅱ）（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している等の場合。

＊6　認知症である入所者が全入所者の 1/3 以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に 2 回以上実施。

＊7　外泊・入院時に算定。（月 6 日間を限度。月を跨ぐ場合は 12 日間）

＊8　入所後 30 日間及び 30 日以上の入院から退院の期間。

＊9　管理栄養士の配置基準に適合し、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。

＊10　医師の指示に基づき、経管により食事摂取している利用者に、経口による食事摂取を進めるため経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援の実施をした場合。

＊11（Ⅰ）経口摂取をしており、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に、医師等の指示に基づき管理栄養士等が共同し、食事観察、会議などで経口摂取の継続のための経口維持計画書を作成し、栄養士が管理を行っている場合。

（Ⅱ）の場合、（Ⅰ）を算定し、経口による継続的な食事の摂取を支援するための観察等に、歯科医師等が加わった場合。

＊12（Ⅰ）歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合。

（Ⅱ）の場合、（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出等した場合。

＊13（Ⅰ）外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。3 月に 1 回を限度とする。

（Ⅱ）外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。

＊14　定められた期間において ADL の評価を行い、基準を満たした場合。国が定めた基準により（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかを算定する。

＊15　排せつ障がい等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。改善状況等に応じていずれかを算定。

＊16　（Ⅰ）褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理し、厚生労働省へ情報を提出等した場合。

（Ⅱ）の場合、（Ⅰ）の基準を満たし、褥瘡の発生がない場合。

（Ⅲ）厚生労働省への情報提出をしない従前の加算。令和 3 年度末までの経過措置。

＊17　退所にあたり介護支援専門員等が、居宅サービスと連携して退所後の生活に関する相談援助を行った場合。

＊18　退所にあたり医療機関に入院する際、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴などの情報提供した上て、入所者の紹介を行った場合、利用者 1 人につき、1 回限り算定する。

＊19　特別食を必要とするもしくは低栄養にあると医師が判断した入所者が退所する際、退所先へ入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合。

＊20　定期的な医学的評価と、リハビリテーションや日々の過ごし方等についてアセスメントを実施し、計画を策定し評価した場合。合わせて厚生労働省への情報提出等を行う。

＊21　看取りに関する指針を定め、同意を得て看取り介護を行った場合。

死亡日を基準とした期間に応じて算定する。

＊22　若年性の認知症入所者の利用し、個別の担当者を定めサービス提供を行った場合。

＊23　医師の判断による認知症の行動等を有する一時的な緊急入所。退所に向けた計画を作成した場合。

＊24　入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合。

＊25　入所者が医療機関に入院し、経管栄養等の異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。

＊26　医師の食事に箋基づき、管理栄養士の管理の下食事の提供がされ、療養食を提供した場合。

＊27　定められた期間の退所者の内、在宅において介護を受けることになった者が 20%を超えた場合。

＊28　在宅生活を継続する観点から、あらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて計画的に利用している場合。

＊29　配置医師が早朝、夜間、深夜、時間外に診療を行った場合。ただし看護加算（Ⅱ）を算定している場合に限る。

＊30　協力医療機関との間で、入所者の同意を得て当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合

＊31　（Ⅰ）認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 50%以上かつ、介護職員の認知症に関わる研修を実施している場合。

（Ⅱ）の場合、（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修終了者を 1 名以上配置し指導及び研修計画を作成してい

る場合。

＊32　認知症の行動・心理状況の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合。

＊33　（Ⅰ）厚生労働省へ情報を提出し、入所者に提供する施設サービスの質の向上に努めた場合。

（Ⅱ）の場合、（Ⅰ）における情報に加えて個別機能訓練計画の情報を厚生労働省へ提出等した場合。

＊34　事故発生防止のための指針の整備、事故の報告・分析、研修、それらを実施する担当者を設置している場合。

＊35　高齢者施設等における感染症対応力の向上に資する取り組みをした場合。

＊36　入所者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行い、指定介護福祉サービスを行った場合。1 月あたり 1 回。連続する 5 日を限度。

＊37　見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合。

＊38　透析を要する入所者を、通院のため送迎を行った場合。

＊39　事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。

＊40　介護保険負担限度額認定証を所持している場合はその公示額。

＊41　介護保険負担限度額認定証を所持している場合はその公示額。

＊42　居室にテレビ、冷蔵庫を置かれる場合の費用。

＊43　通帳・預かり金の管理費用。